

令和5年9月22日

関係者 各位

熊本県知事指定検査機関
公益社団法人熊本県浄化槽協会

法定検査(浄化槽法第11条)手数料の改定について(お知らせ)

平素より、水環境の保全及び公衆衛生の向上のため、浄化槽の適正な維持管理(保守点検・清掃・法定検査)にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、法定検査の手数料につきましては、平成13年(2001年)の改定から、約20年間、現行の手数料を維持するよう努力して参りましたが、検査に要する諸経費の上昇などに伴いやむなく見直す運びとなりました。

このたび、熊本県知事から手数料改定の承認を受け、県公報において告示がなされたところです。これを受け、令和6年(2024年)4月1日から下表のとおり新たな手数料で検査を実施させて頂くこととなりました。

法定検査は、浄化槽法第11条に基づき、保守点検や清掃による適正な維持管理が行われ、きれいな水が放流されているかについて行う年1回の大切な検査です。

このたびの手数料の改定につきましてはご負担をお掛けしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

改定時期：令和6年(2024年)4月1日から下表の手数料となります。

検査項目 種類 人槽区分	法定検査(法第11条)の新手数料	
	合併処理浄化槽	みなし(単独処理)浄化槽
5~10	4,200円	3,800円
11~20	5,400円	5,000円
21~50	7,000円	6,500円
51~100	12,000円	11,000円
101~300	17,000円	15,000円
301~500	18,000円	16,000円
501~	21,000円	19,000円